お知らせ

平成26年度決算などを審査
9月議会定例会を開催します

9月議会定例会が左表の日程で開催されます。今回の定例会には、同意2件、報告1件、専決処分事項の承認2件、条例の改正議案2件、補正予算議案3件、決算認定議案6件、発議1件を含めた19議案が審議される予定です。

議会初日には、各種議案の審議決定を行い、決算認定議案については予算決算常任委員会へ付託されます。

2日目の一般質問には、5人の議員が登壇し、一問一答方式で行財政全般にわたり一般質問を行います。また、会期中、各常任委員会ごとに所管事務調査を行うほか、平成26年度の決算については、予算決算常任委員会で集中審議を行います。

最終日には、決算についての委員長報告後、平成26年度決算認定の採決が行われます。

日次	期日	会議名	開議時刻	事　項
1日	9月8日(火)	本会議 委員会	午前9時 終了後	定例会(初日) 補正予算審議
2日	9月9日(水)	本会議	午前9時	一般質問（5人） 補正予算採決
3日	9月10日(木)	休会		自宅審議
4日	9月11日(金)	委員会	午前9時	総務文教福祉常任委員会 (所管事務調査)
5日	9月12日(土)	休日		
6日	9月13日(日)	休日		
7日	9月14日(月)	委員会	午前9時	産業建設生活常任委員会 (所管事務調査)
8日	9月15日(火)	委員会	午前9時	予算決算常任委員会 (決算審議)
9日	9月16日(水)	委員会	午前9時	予算決算常任委員会 (決算審議)
10日	9月17日(木)	委員会	午前9時	予算決算常任委員会 (決算審議)
11日	9月18日(金)	委員会	午前9時	予算決算常任委員会 (決算審議)
12日	9月19日(土)	休日		
13日	9月20日(日)	休日		
14日	9月21日(祝)	休日		敬老の日
15日	9月22日(休)	休日		国民の休日
16日	9月23日(祝)	休日		秋分の日
17日	9月24日(木)	休会		自宅審議
18日	9月25日(金)	本会議	午前9時	定例会（最終日）

◆一般質問通告者、質問要旨

日程　9月9日(水)

本間清議員（9時～）

①町の活性化には観光振興を②新庁舎建設について

荒井英世議員（10時15分～）

①国民健康保険広域化に向けた環境整備について　②教育委員会制度の変革について③開かれた学校づくりについて

小林武雄議員（11時30分～）

①八間樋橋整備事業の進捗について　②国道354号板倉北川辺バイパスの進捗について　③五箇谷地区の道路網について

小森谷幸雄議員（13時30分～）

①小学校の再編・統合について

黒野一郎議員（14時45分～）

①町小中学校全般について②通学道路防犯灯及び町関係電気工事について　③スポーツ施設、今後の整備事業について

▼**質問者の時間を参考に、自由に傍聴してください。**

◆予算決算常任委員会

決算審議

予算決算常任委員会では、4日間の日程で平成26年度の決算について、事業別に細かく審議します。町予算の使いみちを知る絶好の機会ですので、ぜひ傍聴してください。

日程　9月15日(火)
福祉課・総務課

日程　9月16日(水)
教委事務局・企画財政課
戸籍税務課

日程　9月17日(木)
環境水道課・会計課
健康介護課

日程　9月18日(金)
産業振興課・都市建設課
総括質疑

※審議時間については、事務局へお問い合わせください。

問合せ　庶務議事係
内線511

ニュータウン産業用地進出企業が決定

板倉ニュータウン産業用地へ床材の製造、販売を行う株式会社キューケン（東京都品川区、永松喜一郎代表取締役社長）の進出が決定しました。

同社は、主に食品工場で使用される耐久性、耐熱性に優れた床材を取り扱っています。この度生産効率の向上を目的として、既存工場の足利工場を移転して拡張します。

取得した産業用地内の約3,300㎡（約1,000坪）の土地に、平成28年6月頃の操業開始を目指し、新工場を11月頃から建設開始する予定です。

進出決定にあたっては、周辺の交通アクセスの良さなどを評価いただきました。

問合せ　産業政策係
70－4040

お知らせ

人事行政運営公表
人事行政の運営について公表します

平成26年度における町職員の任免や勤務時間、勤務状況などのあらましをお知らせします。今後も日々変化する社会情勢の中で、職員一人ひとりが高い問題意識を持ち、効率的で柔軟な組織を目指していきます。

※町ホームページでは紙面の都合上、本紙で掲載できない給与や福利厚生の状況についても詳しく掲載しています。

問合せ　秘書人事係
内線111
URL http://www.town.itakura.gunma.jp

■任免及び職員数の状況

○職員の年齢層別職員数　　平成26年4月1日現在

18～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳
0人	14人	14人	15人	24人	29人
46～50歳	**51～55歳**	**56～60歳**	**61～63歳**	**合　計**	
14人	15人	19人	0人	144人	

○職員の任用と退職の状況

新規採用者数	6人(平成26年4月1日付採用)
退職者数	4人(平成26年度内退職)
再任用者数	3人(平成26年4月1日付再任用)

○定員管理の状況

定員適正化計画に基づき、平成16年4月1日から平成21年4月1日までの6年間で20人の人員を削減しました。

■職員の給与の状況

○給与費の状況　　○単位:千円

職員数(A)	給与費					1人あたりの給与費(B/A)
	給　料	職員手当	期末勤勉	手当計	計(B)	
127人	464,616	74,969	170,347	245,316	709,932	5,590

※公営企業及び特別会計の職員並びに派遣職員の一部は除く

■勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況

1週間の正規勤務時間	38時間45分
1日の正規勤務時間	7時間45分
始業・終業時刻	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

○育児休業及び育児部分休業

育児休業取得者数	3人
育児部分休業取得者数	4人

○年次有給休暇

平均付与日数	39.60日
平均取得日数	6.95日
消化率	17.54%

※暦年につき20日付与、前年未消化は、20日まで繰越し可能

○病気休暇

取得者数	3人
合計取得日数	66.0日
取得日数／人	22.0日

■研修及び勤務成績の状況

○職員研修

人材育成を目的とし、延べ219人の職員が研修に参加しています。

○勤務成績

職員の勤務成績の評定を平成15年度から実施しています。平成25年度からは、一部職員を対象に人事評価制度を実施しています。

■分限及び懲戒処分の状況

○分限処分と懲戒処分

平成26年度中に分限処分を受けた職員はいませんでした。懲戒処分を受けた職員は、戒告処分1名でした。

■勤務条件に関する措置要求の状況

○公平委員会からの報告

勤務条件に関する要求の状況	0件
不利益処分に関する措置の要求の状況	0件
職員からの苦情相談の状況	0件

秋の揚舟 谷田川めぐり運行が始まります

「秋の揚舟 谷田川めぐり」を運航します。ゆったりとした時間の中で、心休まる揚舟の旅をお楽しみください。

運行期間
9月5日(土)～10月31日(土)

運航日　土曜、日曜、祝日

運航場所　群馬の水郷

出航時間　10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時（1日7便）

※乗船時間は約45分

※出航時間の15分前までに乗船手続きを行ってください。

※当日の天候や河川の状況により、運休になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※安全のため、揚舟には、最大乗船者数が決まっています。混雑している場合には、次の出発便までお待ちいただく場合があります。

料金　1人　1,000円
（小学生以下は無料）

問合せ　産業政策係
70－4040

お知らせ

タイムカプセル収納品の最終引き渡し

12月25日までに受け取りに来てください

昭和61年に埋設したタイムカプセル

町制施行30周年記念事業の一つとして昭和61年2月5日に埋設したタイムカプセルは、昨年11月9日に掘り起こされ開封されました。収納品の引き渡しにつきましては、既に、昨年の広報いたくら12月号および該当者宛通知にてお知らせし、引き渡し作業を終了しておりますが、一部の引き渡し未完了の収納品は現在保管をしている状況です。

収納品の保管は年内をもって終了させていただきますので、お心当たりのあるかたは最終引き渡し期日までに受け取りにお越しください。

最終引き渡し期日
12月25日(金)

引き渡し日時
土、日、祝日を除く毎日
午前8時30分～午後5時15分

引き渡し場所
企画財政課企画調整係

※収納品は本人またはそのご家族のかたが受け取り可能です。お越しの際は、運転免許証などの身分が確認できるものをご持参ください。
※最終引き渡し期日後に残った収納品は、処分させていただきます。

問合せ 企画調整係
☎内線142
URL http://www.town.itakura.gunma.jp

お知らせ

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

給付金の申請をお忘れなく

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な給付措置として国が実施するものです。

対象者 1月1日に町に住所があるかたのうち、平成27年度分の住民税非課税者（課税者の扶養親族や生活保護受給者は除く）
支給額 一人につき6千円
申請期限 12月25日(金)

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金は消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として国が実施するものです。

対象者 平成27年6月分の児童手当を受給していて、児童手当の所得制限限度額未満のかた
支給額 児童一人につき3千円
申請方法 6月にお送りした児童手当現況届の右側にある「子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」※公務員のかたは勤務先から交付される申請書に必要事項を記入の上、福祉課子育て支援係まで申請してください。
申請期限 9月30日(水)
問合せ
○臨時福祉給付金
社会福祉係
☎内線312
○子育て世帯臨時特例給付金
子育て支援係
☎内線314

離山公園の彼岸花が見頃を迎えます

離山公園（海老瀬）の南斜面に植えられている約3,500株（2万5千球）の彼岸花が見頃を迎えます。これは、板倉町東部地域活性化推進協議会の皆さんによって植えられ、管理されたものです。同会では10年計画の公園整備を目指し、植栽活動のほか、階段の敷石や転落防止のための手すり設置など、公園の整備・管理をボランティアで行っています。彼岸花の見頃は9月上旬から下旬です。

問合せ 板倉町東部地域活性化推進協議会代表 小池敏夫（としお）
☎090-5434-4145

お知らせ

魅力あるコミュニティ助成事業

西岡新田区民会館のトイレを改修

（公財）群馬県市町村振興協会が市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の交付金などを財源として地域コミュニティ活動に必要な施設整備を支援する「魅力あるコミュニティ助成事業」を活用して、西岡新田区民会館（第3区）のトイレを改修（水洗化）しました。

全国で発売される宝くじの収益金の一部は、こうした地域の健全な発展のために使われています。

西岡新田区民会館

改修したトイレ

問合せ 行政安全係
☎内線121

お知らせ

住宅用太陽光発電システム

町の補助金が受けられます

対象者 自ら居住する町内の住宅（住宅部分が2分の1以上の店舗併用住宅を含む。ただし、集合住宅は除く）に太陽光発電システムを設置したかたや設置しようとするかた、または、町内に自ら居住するため建売住宅供給者などから太陽光発電システム付住宅を購入したかたや購入しようとするかたで、次の要件を満たしていること。
①町内に在住していること
②町税の滞納がないこと
補助金額 1キロワット当り2万5千円（10万円が上限）
申請方法 申請書と必要書類を添えて資源化センターへ提出してください。
※1発電システムにつき1回限りとします。
申請先・問合せ
資源化センター
☎82-5371

お知らせ

農耕作業用の小型特殊自動車

ナンバー登録はお済みですか？

トラクターやコンバインなど農耕作業用の小型特殊自動車は公道走行の有無にかかわらず、軽自動車の課税対象になります。所有していれば、申告及び納税をする義務があります。

新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用の小型特殊自動車でナンバープレートがついていないものがありましたら、すみやかに住民税係でナンバーの交付を受けてください。ご来庁の際には、認印などをご持参ください。

農耕作業用の小型特殊自動車
乗用装置を有し、最高速度が時速35㎞未満のもの
例 トラクター、コンバイン、田植機、農耕用動力運搬車などで、人が乗って作業をするもの
問合せ 住民税係
☎内線213

お知らせ

住宅耐震

無料耐震相談会を実施します

町では地震に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅耐震診断士による木造住宅耐震相談会を開催します。

耐震についての疑問や不安をお持ちのかたや住宅のリフォームなどにあわせて耐震改修をご検討のかたは、この機会にご参加ください。

日時 9月19日(土)
午前9時～午後4時
場所 中央公民館クラブ室
対象 一般木造住宅
相談料 無料
募集人数 6人（定員になり次第締め切り）
申込方法 9月18日(金)までに電話でお申し込みください。
持参するもの 住宅の図面や写真をご持参ください。
申込み・問合せ
計画管理係
☎内線434

不法投棄や野焼きは犯罪です

不法投棄とは
使わなくなったものやいらなくなったものをみだりに捨てたりすることを不法投棄といい、法律で禁止されています。町では不法投棄防止のため、定期的な巡回パトロールの実施や、これまでに不法投棄が行われた場所やその恐れのある場所には看板を設置したり、重点的な監視パトロールを行っています。
また、不法投棄されたごみの中から捨てた人の手掛かりが見つかった場合には、警察とも連携し厳しく指導を行っています。

野焼きとは
ごみなどを野外で燃やしたり、処理基準を満たさない小型焼却炉などで燃やしたりする行為を野焼きといい、法律で禁止されています。野焼きは、煙や悪臭などにより周りに迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質が発生する原因にもなりますので、絶対にやめましょう。
不法投棄や野焼きを発見した場合には、速やかに警察や左記まで通報してください。
問合せ 資源化センター
☎82-5371